

フランスにおける年金研究の今日

岡 伸 一

1. 概 観

かねてからの印象であるが、フランスでは社会保障の研究はそれほど活発ではないと思っている。研究以前に、フランスの社会保障自体が国際比較しても、ドイツやイギリス等の欧州の主要国に比べ制度的に進んでいるとはいえない。このことは年金制度においても当てはまる。ただ、実態としていえることはきわめてユニークな性格の制度を持っていることである。年金についても、低い水準の社会保障年金と、かなり高い水準で公的性格のきわめて強い補足年金といった基本構造をはじめ、フランス的な色彩が多々見られる。もう一つの印象であるが、フランスでは社会保障の研究は日本ほど制度別に専門化されていない。年金ばかりを研究する研究者はきわめて少ないと思われる。得意分野はあれ、通常は社会保障を広く研究対象にしている研究者が大多数を占める。

フランスでは年金に限らず社会保障の研究はほとんどが法学の一領域として進められている。社会保障の経済学に従事しているのはフランス国内に数人しかいないといわれている。そのうちの2人はグルノーブル大学のウゼビー夫妻である。国際会議では必ずお目にかかるフランスを代表する研究者である。妻のシャンタールは伝統的な経済学のアプローチで財源政策や

給付水準と拠出の関係等を実証分析しており、夫のアランは社会保障の新しい分野（例えば、私の知る限りで、社会保障の民営化、パート労働者への社会保障の適用、技術革新が社会保障に与える経済的影響等）に常に先駆的研究をする人物で国際的にも著名で、筆者も大いに影響されている人物である。法律の分野では第一人者であるデュペイルー教授（パリ大学）は高齢で退職され、ペルピニャン大学のサン・ジュール教授が現在ではフランスを代表する研究者であるといわれ、国際会議でも必ずフランスの報告を行っている。労災に関する研究で有名だが、今では年金を含め社会保障法のあらゆる領域に関して精力的な研究をされている。

年金制度に関する書物も多くは法律の解説的なものが多いように思われる。つまり、年金ガイドの類である（例、文献[11]）。これらは学術的なものというよりも、実務的な文献である。特に、年金改革が続いておりこの種の文献は常に情報源として重要な存在となっている。

フランスの社会保障法に関する研究機関は一部の大学をはじめ若干存在するが、年金に限定すると唯一私の知っているのは、欧州年金研究委員会(CERR)である。パリにあるこの機関は欧州レベルでの年金制度の比較研究について、貴重な資料を出している。また、国立ジェロントロジー基金(FNG)は高齢者に関する多様な研究領域をカバーしているが、その一部として

年金の研究も行っている。

基本書はやはり Dupeyroux, J.-J., “Driot de la sécurité sociale”, Dalloz の最新版であろう。歴史から現状まで詳細な記述がある。さらに, Liaisons Sociales 等の各種雑誌で年金に関する記事をフォローすれば, 最新のフランスの年金制度の概要は理解できる。研究書となると単独の文献や雑誌論文となる。

2. 早期年金制度と雇用政策

フランスでも年金改革に関する議論は活発であるが, 一般にこの種の議論は学術的なものより政治的な論争の場と化している。早期年金や部分年金(名称は国によって異なる)が一時期世界中で普及した後, ほとんどが不調に終わったようであるが, フランスは欧州で唯一60歳年金支給を現在でも行っている国であり, これらの議論が活発である。

1970年代の失業政策の一環としての早期年金の制度化が行われてから, 1981年の年金年齢の引下げ, さらに, 新たな早期年金の制度化が開かれた時点で, 早期年金の制度化をめぐる議論が活発であった。次のような主張が見られる(文献[8]より)。

- ①産業の不振から早期年金は必要であるが, 財政上この制度を存続させるのは困難。
- ②早期年金による早期退職の奨励よりも労働の再分配が進められるべきである。
- ③憲法に規定する労働権は遵守されるべきだが, 賃金と年金の伴給を禁じる法律は堅持, もしくは, 強化されるべきである。
- ④早期年金は企業の創設に貢献するものでなければならぬ。つまり, 早期退職者は政府の補助を受けて新たに事業を始めること

も可能となる。

早期年金の導入により, 健康な高齢者が大量に出現したが, この早期退職者をめぐって日本の「いきがい就労」と同じ問題が生じている。一番の問題は無償あるいは少ない報酬での彼らの労働市場への参入により, 正規の雇用が攪乱されるということである。

3. 欧州統合との関係

欧州レベルでの社会保障制度の「調和化」「調整」の流れから年金制度を研究する動きが活発である。特に, 周知のとおり, フランスは当初から欧州統合の最も積極的な推進者であり, 現在でもこの立場は堅持され, 社会保障の領域でも活発な提案を行っている。私の印象では, かつてのフランスは社会保障の分野では国際比較研究はきわめて少なかった。同じ欧州でもドイツやイギリスの社会保障の動向にそれほど敏感であったとは, 少なくとも歴史的には考え難い。近年の欧州の統合の動きと併せて, こうした域内諸国の社会保障制度の比較研究がフランスでも一挙に進展したといえよう。その象徴的な存在が, 1987年に設立された欧州年金研究委員会であろう。この委員会は EU 加盟国とフランスとの間で年金制度の「調整」の問題を比較研究してきている。

その一つの業績が文献[5]である。この文献では, EC 委員会との協力の下に, 加盟国における, 民間賃金労働者, および公務員の年金の基礎制度と補足制度の構造について紹介している。文献[4]も CERR の業績であるが, ここでは特に欧州統合に直面してフランスの補足年金が各国の補足年金とどう「調整」できるか検討している。

年金に限定せず、社会保障制度の加盟国間の比較として、文献[6][7]等がある。[6]は政策的な視点から欧州各国における社会政策を紹介しているが、その中で高齢者問題を一番の大きな問題として捉え、年金の政策的な相違にも触れている。[7]は社会保障を国別ではなく、制度別に経済指標を基に加盟国を比較している数少ない文献である。ここでも第4章で高齢者の社会保護と題して、年金制度の比較を展開している。

年金に限らないが、EU加盟国は社会保障に関する相互情報交換を制度化しており(MISSOC)、改革の多いこの分野でも最新の法律がわかるようになっている。また、社会保障を取り巻くさまざまな問題に関しても、加盟国間の比較分析が頻繁に行われている。

4. 補足年金と私的年金の発展

フランスの年金制度は欧州でもユニークな構造をしている。簡単にいえば、社会保障としての公的年金の支給水準がかなり低く、補足年金が準公的な性格を持ち、支給水準が比較的高くなっており、しかも、制度は職域によって分断している。補足年金の立場からいえば、補足年金がかなり充実していることになる。フランスで現在、注目され、研究が多いのはこの補足年金の域内での「調整」についてである。

前掲のCERRも元来、設立の趣旨はEUレベルではまだ「調整」の規定が明確に定まっておらず、域内の国々を移動する際に補足年金の適用と権利が維持されるかという問題に関して、コンサルタント、大学研究者、実務家等のイニシャティブによって設立されたものであった。従って、すでに「調整」の成果がある公的な年

金以外の私的な補足年金の域内での「調整」を検討する目的を有していた。

補足年金は法定社会保障制度には含まれず、労働協約に基づいて成立した制度を全労働者に強制適用させた特殊な存在である。この補足年金以外に民間の保険会社が準備した私的年金が最近、他の国々同様に急成長している。

補足年金をめぐる研究で興味深い研究が2つある。1つはパリのOECDのプロジェクトであり、その成果は文献[6]に収められている。ここでは、私的年金と公共政策の関連について、国際比較を行っている。私的な保障と公的な保障の役割分担はいかにあるべきか、このテーマは最近ISSAでも取り上げられた国際的に関心の高いものであるがフランスは特に補足年金が発達しているだけにこのテーマへの関心も際立っている。

もう1つは1991年にパリで民間保険団体の主催で行われた年金の未来に関する大規模な国際会議の成果を収めた文献[1], [2], [3]である。ここでも、私的年金と公的年金の交錯の状況が中心に議論された。特に、この会議は保険会社側からのアプローチが強く、それが明日の年金のモデルであるとの主張が多かった。ミッテラン政権は社会保障の民営化には慎重な姿勢を保っているが、実際には補足年金や私的年金の進展をはじめ、かなり民営化が進行しているといわれている。

最後に付言しなければならないのは、最近のEUの活動方針である。1986年の社会憲章と同時に活動計画が発表された。これまで政策対象でなかった補足給付制度が初めてEUレベルでの「調整」の目標として掲げられた。

5. 退職過程と余暇

最後に、フランスの年金関係の研究動向として指摘したいのは、年金制度をめぐる退職過程と老後の余暇生活との関連に関する研究である。実は、年金研究それ自体よりも、退職過程や老後の生活に関する文献の方が数の上でははるかに多い。戦後かなり早い時期からフランスの労働組合は年金年齢の65歳から60歳への引下げを要求してきた。そして、ミッテラン政権下で実現し、現在は定着化して、フランス人にとっては薔薇色の老後が実現されたといわれた。バカンスをこのうえなく愛するフランス人に、長い余暇生活が与えられたのである。一例として、文献[9]は、年金制度の修正によって変化した労働生活から老後生活への推移の過程を分析している。

フランスは早くからジェロントロジー（加齢学）が進んでいる国であり、他方で余暇研究にも伝統的に定評がある。年金年齢の修正はこうした国民生活の変化に大きな影響を及ぼす。段階的年金制度の導入にともなって段階的な退職が議論され、前述の高齢者のボランティア労働や部分的就業等も問題となっている。年金制度の効果とその評価が問われている。

参考文献

- [1] CNP, 1991 “Les enjeux de la prévoyance: Tome 1, Diverses réponses de la prévoyance aux économiques et sociaux”.
- [2] CNP, 1991 “Les enjeux de la prévoyance: Tome 2, Cycle de vie et prévoyance”.
- [3] CNP, 1991 “Les enjeux de la prévoyance: Tome 3, Rapports des commissions et synthèse”.
- [4] Comité Européen de Réflexion sur les Retraites, 1988 “Les régimes complémentaires de retraite française face à l'intégration européenne”.
- [5] Comité Européen de Réflexion sur les Retraites, 1990 “Memento des retraites dans la C.E.E.”, Medium Communication.
- [6] Blaie, J-P. et DONNY, J-P. 1989 “L'action sociale en Europe”, Press Universitaires de Nancy, 1989.
- [7] Dumont, J-P. 1993 “Les systèmes de protection Sociale”, Economica.
- [8] Sueur, J-P. 1984 “Changer la retraite: rapport au Premier Ministre”, La Documentation Française.
- [9] Paillat, P. *et als.*, 1989 “Passage de la vie active à la retraite”, Presses Universitaires de France.
- [10] OECD, 1992 “Private Pensions and Public Policy”.
- [11] Service d'Information et de Diffusion, 1991 “Guide de la retraite”, La Documentation Française.
- [12] 社会保障研究所 1989 『フランスの社会保障』東京大学出版会
- [13] 拙稿 1989 「失業保険と老齢年金の交錯—フランス早期年金制度の展開」『海外社保障情報』No. 89
- [14] 拙稿 1991 「フランスにおける早期年金と段階的年金の現状」『大分大学経済論集』第41巻第2-3号
- [15] 拙稿 1993 「社会保障とフランス的生活様式」原輝史, 宮島喬編『フランスの社会』早稲田大学出版会

(おか・しんいち 大分大学助教授)